世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)

顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、 国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とした条約(1972採択、1992締結)

世界遺産(1052件)

文化遺産(814件)

歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物、遺跡等

自然遺産(203件)

観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を 有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている 動植物種の生息地、自然の風景地等

複合遺産(35件)

文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するもの

国内の世界自然遺産地域 (計4件) (世界文化遺産:計16件) 知床 (北海道) 白神山地 (青森県・秋田県) 屋久島 (鹿児島県) 小笠原諸島 (東京都)



世界遺産として登録されるための条件

■世界遺産として、顕著で普遍的な価値を有すること

- ▶世界遺産条約に基づく「クライテリア(登録基準)」を満たしていること
- ▶ 類似の世界遺産等と比較して、価値の独自性が明らかであること (唯一無二の価値)

■完全性を満たしていること

- ▶顕著で普遍的な価値を示す十分な規模と必要な要素を持っていること
- ▶開発あるいは改良によって負の影響を受けていないこと

■その価値が将来にわたって守られること

- ▶法的措置等により、価値の保護・保全が十分担保されていること
- →国立公園等による保護・保全が必須
- ▶地域の理解や協力が得られていること

世界自然遺産への推薦について

一奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

資産名

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

世界遺産としての顕著で普遍的価値

- ▶ 大陸から分離し、小島嶼が成立する過程に おいて、地史を反映した独自の生物進化が みられる。
- ▶ 国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である。

奄美大島



徳之島

沖縄島北部





共同推薦省庁

環境省、林野庁







世界遺産登録に向けた経緯

2003年5月:専門家による「世界自然遺産候補地に関する検討会」を開催し (環境省、林野庁合同)、世界自然遺産の候補地3地域を選定。

・このうち「知床」は2005年に、「小笠原諸島」は2011年に世界遺産として登録

・残る「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の登録に向けて、国が責任をもって管理することのできる国立公園等の保護地域の指定等の準備を進める。

2013年1月:関係省庁連絡会議において、世界遺産暫定一覧表(暫定リスト)に 追記することを政府として決定

2013年2月:ユネスコ世界遺産センターへ暫定リスト追記申請書提出

2013年5月: 「世界自然遺産候補地科学委員会」の設置(推薦書の検討開始)

2016年2月:ユネスコ世界遺産センターへ暫定リスト追記申請書再提出

<国内作業(国立公園の指定等)>

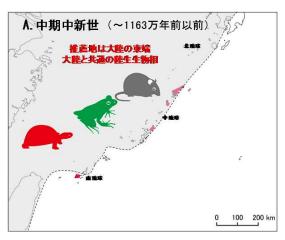
●西表島:2016年4月15日に大規模拡張(西表石垣国立公園)

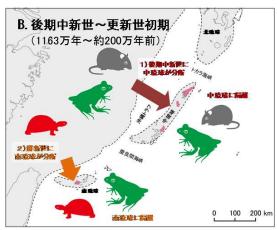
●沖縄島北部:2016年9月15日に新規指定(やんばる国立公園)

●奄美大島及び徳之島:2016年12月26日に審議会諮問

(奄美群島国立公園(仮称))

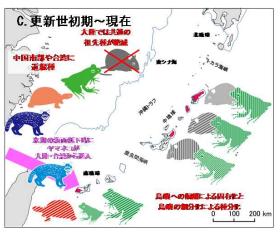
琉球列島の古地理と生物の動向(推定)





- A. 推薦地は、かつて大陸の東端に位置し、大陸と共通の 陸生生物相を有していた
- B. 沖縄トラフや2つの深い海峡の形成に伴って、各島が異なる時期に大陸から分断。
- C. 大陸では共通の祖先種をもつ陸生生物が絶滅し、奄美大島、徳之島及び沖縄島では、遺存固有な陸生生物相が形成。また、気候変動に伴う海面変化で、近隣の島嶼間で分離・結合が起き、生物の分布が細分化され、島嶼間の種分化が進行した。

西表島には、氷期の海面低下時にヤマネコが進入するな ど、台湾や大陸に近縁種が分布する固有種・亜種が多い。



世界自然遺産推薦地の概要

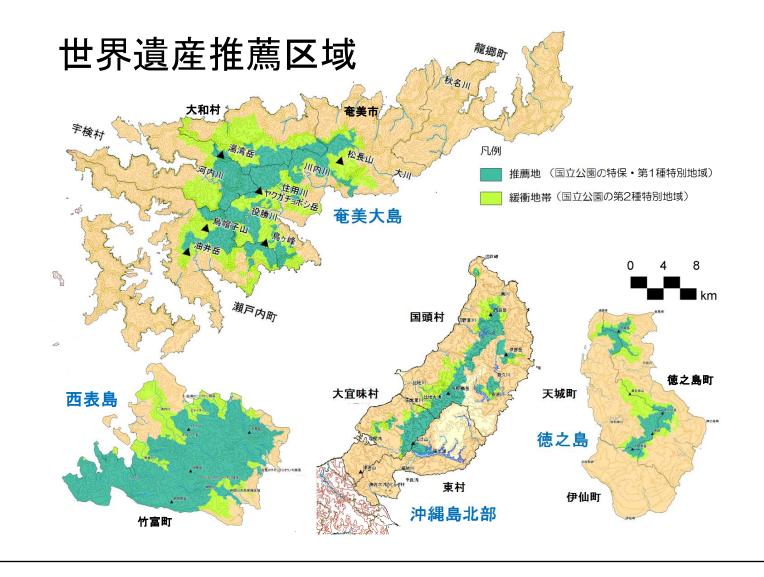
一奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島一

推薦区域の面積と所在する市町村

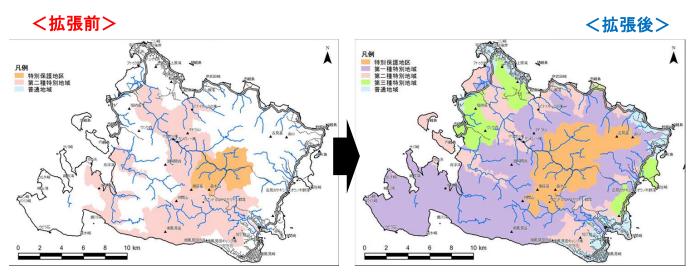
構成要素	推薦区域 (ha)	緩衝地帯 (ha)	所在する市町村
奄美大島	11,431	14,700	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町
徳之島	2,309	2,938	徳之島町、天城町、伊仙町
沖縄島北部	5,168	3,096	国頭村、大宜味村、東村
西表島	18,965	4,748	竹富町
総面積	37,873	25,482	

法的な保護担保措置

国立公園、森林生態系保護地域、鳥獣保護区、天然記念物など



西表島の国立公園区域の大規模拡張

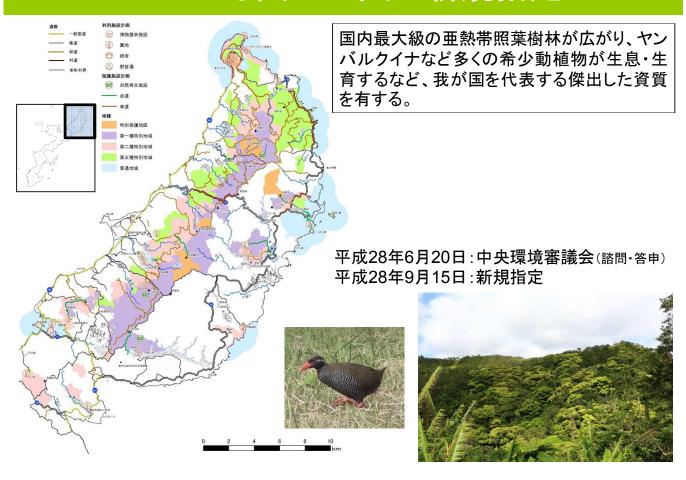


亜熱帯照葉樹林やマングローブ林、自然度の高い河川や海岸など、 陸域から沿岸海域までの連続性を有した生物多様性の高い生態系 が全島的に広がる。

平成28年2月23日:中央環境審議会(諮問・答申)

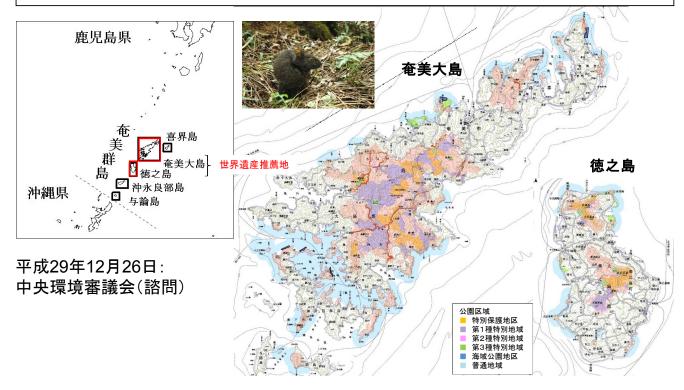
平成28年4月15日: 大規模拡張

やんばる国立公園の新規指定



奄美群島国立公園(仮称)の新規指定

特徴の異なる8つの島々で構成されており、世界的にも数少なく国内では最大規模の亜熱帯照葉樹林、アマミノクロウサギなどの固有又は希少な動植物、琉球石灰岩の海食崖や世界的北限に位置するサンゴ礁、マングローブや干潟など多様な自然環境を有している。



希少野生動物植物の保全の強化

世界遺産としての価値の主要な構成種(下記)を対象として、近年、 種の保存法※1の国内希少野生動植物種※2に追加指定し(平成28年 2月、12月)、保全を強化。

※1:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

※2:種指定により、捕獲・採取、譲渡し、陳列等が原則禁止となる。

〈平成28年12月追加指定種〉

・ヒメユリサワガニ ・オオギミラン ・ヤブミョウガラン など

〈平成28年2月追加指定種〉

- ケナガネズミ
- ・オキナワトゲネズミ
- ・アマミトゲネズミ
- ・トクノシマトゲネズミ
- ・ホルストガエル
- ・オットンガエル
- ・ナミエガエル
- ・オキナワイシカワガエル
- ・アマミイシカワガエル
- ・イボイモリ
- ・オキナワマルバネクワガタ など



くそれまでの指定種>

- ・アマミノクロウサギ
- ・イリオモテヤマネコ
- ・ヤンバルテナガコガネ
- ・ヤンバルクイナ
- ・アマミヤマシギ
- ・オーストンオオアカゲラ
- ・ノグチゲラ
- ・アマミデンダ など



世界遺産地域の保全・管理

管理機関 —

環境省 林野庁 文化庁 鹿児島県 沖縄県 奄美市 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 徳之島町 天城町 伊仙町

国頭村 大官味村 東村 竹富町

連携・協力

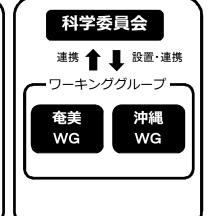
(管理計画の策定・見直し)

連携・連絡調整 ጏ





地域連絡会議 (地域との連絡調整・合意形成の場)



主な管理施策

- ①希少種の保護・増殖
 - 生息状況の把握
 - ・交通事故等の防止
 - 密猟・盗採の防止パトロール

②外来種等の対策

- マングース対策
- ・ネコ対策等



③適正利用とエコツーリズム推進

- ・エコツーリズムの推進
- 利用コントロールの検討
- ・エコツアーガイドの普及

世界遺産登録に向けた今後のプロセス

<国内作業(国立公園の指定等)>

- ●西表島:2016年4月15日に大規模拡張(西表石垣国立公園)
- ●沖縄島北部:2016年9月15日に新規指定(やんばる国立公園)
- ●奄美大島及び徳之島:2016年12月26日に審議会諮問 (奄美群島国立公園(仮称))

2016年12月27日:「世界自然遺産候補地地域連絡会議」(公開)にて、推薦スケ ジュールの確認

2017年1月中:ユネスコ世界遺産センターへの推薦書提出

2017年夏: 世界遺産委員会諮問機関(IUCN)による現地調査及び評価

2018年夏: 世界遺産委員会における審議(世界遺産登録の可否決定)